

○中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱

平成18年3月29日

告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、町内商工業者が石川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を受けて石川県制度融資（以下「制度資金」という。）を借り受ける場合に、この要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付し、信用保証料（以下「保証料」という。）の負担軽減と資金貸付の円滑化を図り、町内商工業者の経営安定と商工業の発展に寄与することを目的とする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の対象者は、町内に事業所を有する商工業者で、次の各号の要件を満たしている者とする。

- (1) 保証協会の保証を受け、別表の制度資金を借り受けた者
- (2) 町税等を完納している者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、制度資金を借り入れる際、保証協会に支払った保証料の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

2 借り換えについては、増額融資分における保証料の2分の1以内の額とし、20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、取扱金融機関の融資実行日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 保証協会が発行する信用保証書の写し
- (2) 保証協会が発行する保証料返戻通知書の写し（借り換えの場合に限る。）
- (3) 納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項により通知を受けた申請者は、速やかに中能登町商工業制度資金信用保証料補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 申請者は、申請者が借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付すべき補助金の全額若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 制度資金を目的外に使用したとき。
- (2) 第2条の要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 申請者の責に帰すべき事由により、要綱に違反したとき。

2 申請者が借り換え以外の制度資金の繰上げ償還による信用保証料の払戻金を受けたときは、町と協議のうえ返還額を定めるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月23日告示第45号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日告示第47号）

この要綱は、公布の日から施行し平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成23年3月24日告示第15号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月18日告示第23号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日告示第20号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月26日告示第62号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日告示第68号）

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和8年6月19日告示第84号）

この告示は、令和8年6月19日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象制度資金

地域商工業活性化融資
経営革新等支援融資
事業転換支援融資
創業者支援融資
小口融資
経営安定支援融資
連鎖倒産防止・災害対策融資
小口零細融資
物価高騰対策等総合支援特別融資
石川県中東情勢対応緊急特別融資保証
小口零細投資（中東情勢対応分）

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 中能登町長

(申請者) 住所
氏名又は名称
代表者氏名(署名)
(業種:)
電話番号

中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付申請書

中能登町商工業制度資金信用保証料補助金の交付を受けたいので、中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請いたします。

記

補助金申請額 円
(補助対象保証料の1/2以内、上限20万円、1,000円未満切捨て)

制 度 融 資 名			
融 資 形 態	☐ 新 規 ☐ 借り換え		
融 資 金 額	円 (借換えの場合は、増額借入金額)		
融 資 実 行 日	年 月 日	返 済 方 法	
保 証 料 率	年 %	納 入 形 態	☐ 一括 ・ ☐ 分割
保証料支払額	(A) 円	保証料返戻額	(B) 円
補助対象保証料	(A - B) 円		
融資実行証明			
上記のとおり、石川県信用保証協会の信用保証により融資を実行し、信用保証料を受領したことを証明します。 年 月 日 (取扱金融機関名) ㊞			

添付書類 石川県信用保証協会が発行する信用保証書の写し
石川県信用保証協会が発行する保証料返戻通知書の写し(借り換えの場合に限る)
納税証明書(法人にあっては法人分、個人事業主にあっては代表者個人分のもの)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

(申請者)

中能登町長

中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった中能登町商工業制度資金信用保証料補助金については、中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付の対象
- 補助金交付の対象となる保証料は、 年 月 日付で申請のあった石川県信用保証協会が行う石川県制度保証によるものとし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金交付決定額
- 補助金交付の対象となる保証料及び補助金の額は、次のとおりとする。
- 保証料の額

円

補助金の額

円
- 3 その他
- この補助金については、中能登町商工業制度資金信用保証料補助金交付要綱の定めによるものとする。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 中能登町長

(申請者) 住 所
氏名(署名)

中能登町商工業制度資金信用保証料補助金請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった中能登町商工業制度資金信用保証料補助金
について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 _____ 円

【振込先】

金融機関	銀 行 信用金庫	支 店
フリガナ 口 座 名		
預金種目	普 通	・ 当 座
口座番号		

様式第 1 号 (第4条関係)

様式第 2 号 (第5条関係)

様式第 3 号 (第5条関係)